B型・C型肝炎ウイルスが原因の

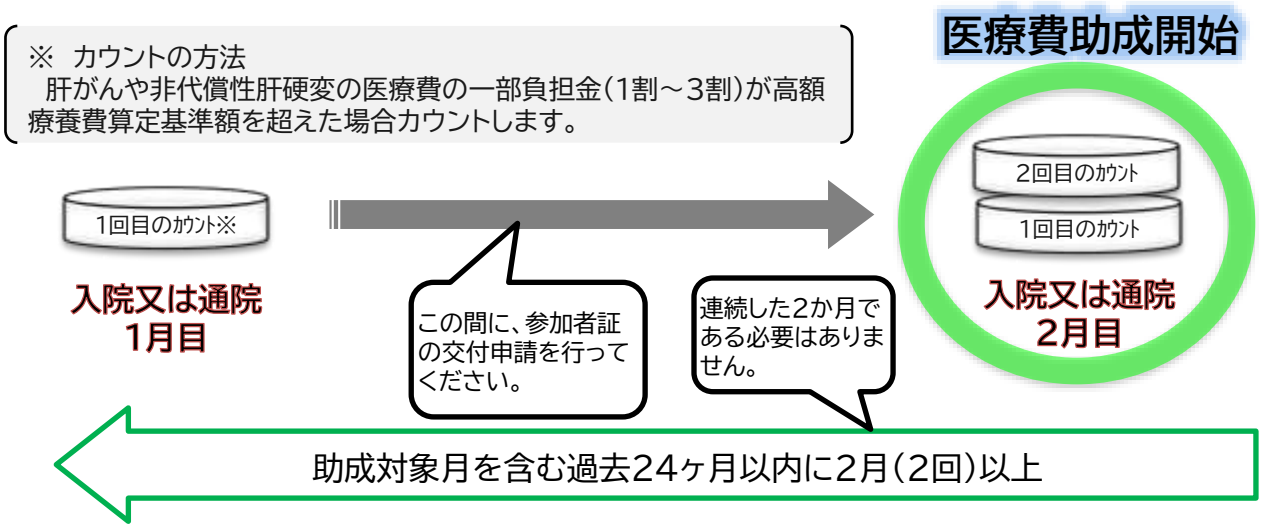
「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、治療2月目(※)から助成が受けられます。

(※)令和6年3月以前の対象医療費は「治療3月目から」が助成対象。

○助成対象となる主な要件

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- 年収約370万円以下である。
- 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療(分子標的薬、肝動注化学療法又は粒子線治療)を受けている。
- 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含め過去24ヶ月以内で2月以上ある。

○高額療養費算定基準額を超えた場合の2月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

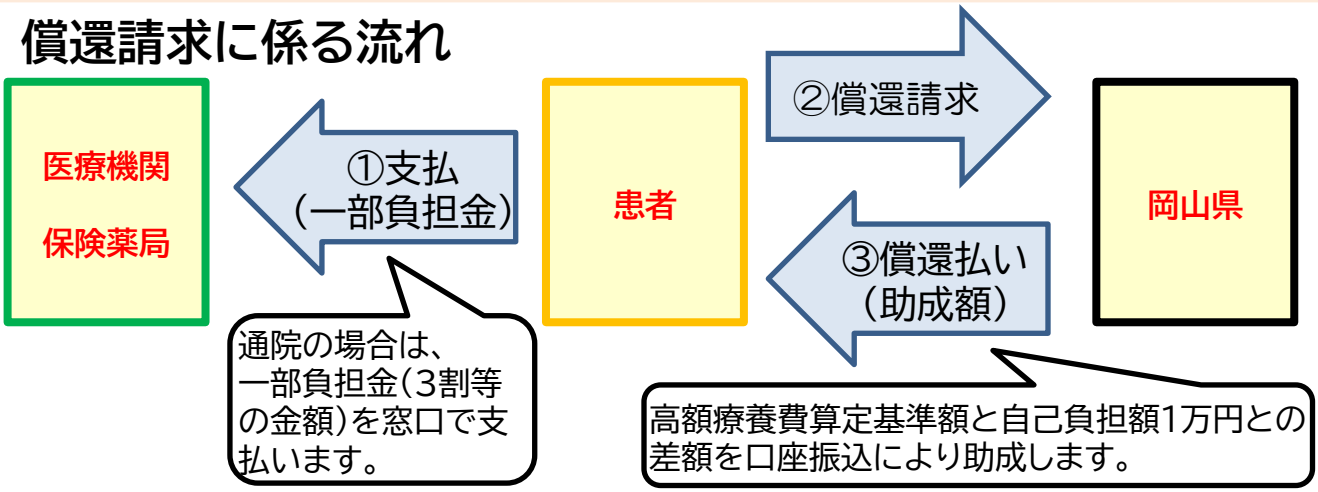


医療費の助成方法	入院の場合	窓口の自己負担額が1万円となります(現物給付) ※参加者証を窓口に提示できなかった場合は、一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日(1年以内に)、助成額の償還請求を岡山県に対して行ってください。口座振込となります。
	通院の場合	償還請求で自己負担額が1万円となります(償還払い) ※通院の場合の助成は、全て償還払いとなります。 窓口では一部負担金(3割等の金額)を支払い、後日(1年以内に)、助成額の償還請求を岡山県に対して行ってください。口座振込となります。

償還請求の方法は、裏面をご確認ください。

「償還請求」の手続き

● 償還請求に係る流れ



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者に御確認ください。

● 償還請求時に提出する書類

□ 医療費償還払い請求書（様式第14号）
□ 限度額適用区分を確認することができるもの（マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面のほか、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し、限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写し等） ※医療記録票に限度額適用区分が記載されており、かつ、お手持ちの参加者証に記載の適用区分に変更がない場合は、提出を省略することができます。
□ 医療記録票の写し
□ 請求者の参加者証の写し
□ 償還請求の対象月に受診した全ての医療機関・保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書（１年以内のもの）
□ 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象月以前の２４ヶ月以内の月額管理票の写し

● 提出先

居住地を管轄する保健所・支所の窓口

「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

○都道府県や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
○都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署（または警察相談専用電話〔＃9110〕）に御連絡ください。

（R8.8）